

戸籍に氏名のフリガナが記載されます

問い合わせ 市民課 戸籍係 ☎(876)6820

令和5年6月2日、戸籍法(昭和22年法律第224号)の一部改正を含む「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和5年法律第48号。以下「改正法」)が成立し、同月9日に公布されました。

これまで、氏名のフリガナは戸籍の記載事項とされていませんでしたが、この改正法の施行により、新たに氏名のフリガナが戸籍に記載され、公証されることになりました。

改正法は、5月26日に施行されます。

5月26日以降、本籍地の市区町村から戸籍に記載される予定の氏名のフリガナの通知が順次送付されます。
浦添市は、8月に通知を順次発送予定です。

①通知されたフリガナを確認してください

▶フリガナが正しい場合

届け出をする必要はありません。令和8年5月26日以降に、通知に記載されたフリガナがそのまま戸籍に記載されます。

▶フリガナが誤っている場合

改正法の施行日(5月26日)から1年以内に届け出が必要です。誤っている場合は、必ず正しいフリガナの届け出をしてください。

(例) ×しんじよう → ○しんじよう
×じゅんこ → ○じゅんこ

②氏名のフリガナの届出方法について

マイナポータルを利用してオンラインで行うことができます。その他、最寄りの市町村窓口(市民課)や郵送による届け出も可能です。

③戸籍に記載する氏名のフリガナについて

「氏名として用いられる文字の読み方として、一般に認められているもの」に限られています。

2025年5月26日 改正戸籍法施行

戸籍にフリガナが記載されます

2025年5月以降
本籍地の市区町村から戸籍に記載される予定の氏名のフリガナの通知が届きます。

Point
通知されたフリガナをまず確認！
誤っている場合は届出をしてください
マイナポータルでオンライン届出ができます

2026年5月以降
通知されたフリガナが戸籍に記載されます

正しいフリガナが通知された場合は、届出をしなくても、戸籍に記載されるから安心!!

【詐欺にご注意ください】
フリガナの届出に手数料はかかりません。
届出をしなくても罰則はありません。

フリガナのルールができます
詳しくはこちら→



詳しくは、下記二次元コードからご確認ください。



法務省ホームページ▲



市ホームページ▲

詐欺にご注意ください

フリガナの届出に手数料はかかりません。
!(届出に当たって、法務省や市区町村に金銭を支払うよう要求することはありません)

! 届出をしなくても罰則はありません。



税金・保険・年金

軽自動車税(種別割)納税
通知書を発送しました
市民税課
☎(876)1273

令和7年度の軽自動車税(種別割)納税通知書を発送しました。

今年の納付期限は6月2日(月)です。期限内の納付をお願いします。なお、全ての納税通知書を配達し終えるのは5月14日(水)の予定です。5月16日(金)を過ぎても納税通知書が届かない場合は、市民税課にお問い合わせください。
※軽自動車税(種別割)は4月1日の所有者に課税されます(年税額)。月割の制度はありません。
※一定の要件(障害者手帳、構造、公益)を満たす場合は、申請によって減免されることがあります。



▲詳しくはこちら

お知らせ・募集



くわしくは
浦添市
ホームページへ

暮らし・環境・福祉

住宅地等で農薬(除草剤等)を使用する前に
環境保全課
☎(876)1715

農薬(除草剤等)は、適正に使用されない場合、人畜および周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。
住宅地に近接する土地では、まずは農薬に頼らない病害虫防除を検討するとともに、やむを得ず農薬を使用する場合に、使用方法の遵守、農薬の飛散防止、周囲への事前周知等、十分な配慮をしましょう。



▲詳しくはこちら

【令和7年度】長寿健診のご案内
沖縄県後期高齢者医療広域連合事業課
☎(963)8013

後期高齢者医療制度へ加入している人へ、生活習慣病の予防および疾病の早期発見・早期治療を目的に長寿健診を実施しています。年に一度健診を受けて、健康管理にお役立てください。

受診に必要なもの

①資格確認書などの保険資格が確認できるもの
②令和7年度長寿健康診査受診券(5月下旬頃に対象者のご自宅へ発送される予定です。)

■個別健診の場合

指定医療機関に「長寿健診」の予約をして受診ください。
※実施していない医療機関がありますので、予約時にお問い合わせください。

■集団健診の場合

集団健診日を選んで、電話またはWEBでご予約ください。
※自己負担額はありません。
※健診日や予約方法により、予約受付期間が異なります。



▲詳しくはこちら

【受講生募集】令和7年度点訳ボランティア養成講座
障害がい福祉課
☎(876)1709

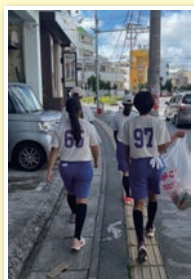
点訳ボランティアは、文字による情報入手が困難な障がい者へ新聞や広報紙などの内容を点字にして伝えるボランティアです。一緒に点訳について学んでみませんか。
募集期間 5月30日(金)まで



▲詳しくはこちら

クリーンデー IN うらそえ

問 浦添市民憲章推進協議会 ☎(876)1248



浦添市民憲章推進協議会では、市民憲章にある「わたくしたちは、自然を愛し、みどり豊かなまちをつくります」という理念を实践するため、毎年5月の第3日曜日に「クリーンデー IN うらそえ」を実施し、41自治会を中心に市内の一斉清掃を行っています。

市内をきれいに保ち、みどりいっぱいの街にするため、ご家族そろってのご参加をお待ちしています。

日時

5月18日(日) 午前9時～正午



※自治会によって日時が異なる場合があります。詳しくは、各自治会にお問い合わせください。



▲詳しくはこちら



▲詳しくはこちら

第67回「水道週間」
水道総務課
☎(877)0420
6月1日(日)から6月7日(土)は「水道週間」です。私たちの生活に欠かせない「水道」について、今一度考えてみませんか？
水道週間の期間中、市役所1階ATM前市民ホールでパネル展を行います。水道に関するさまざまなパネルを展示しますので、是非ご覧ください！